令和８年（フ）第１８９号
富山市中島三丁目７番20―205号　第２佐竹ビル
債務者　若林　佳正
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０６号
金沢市西金沢新町199番地　セレジェイラ201号、従前の住所金沢市西金沢３丁目152番地コモドクァルト２Ｃ号（従前々の住所）三重県伊賀市中柘植531番地の２
債務者　金森　泰子
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７５号
福井市東森田２丁目1404番地、旧住所福井市古市町第11号17番地２　メゾン・プロニティ101
債務者　荒井雅麗沙
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７６号
福井県坂井市丸岡町高柳第16号136番地
債務者　加藤　雄大
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７８号
福井県坂井市三国町水居第24号13番地２　水居団地311号
債務者　伴藤　広美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３９０８号
大阪府守口市八雲北町２丁目９番７―101号
債務者　末野　弘士
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１３号
大阪府東大阪市箱殿町６番47号
債務者　武富スミエ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７７４号
大阪市福島区福島７丁目16番７―501号
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２４号
大阪市城東区新喜多東１丁目13番38号　ｓ．ｓｕｐｐｏｒｔ　203、前住所大阪市天王寺区上本町９丁目２番７―416号
債務者　赤坂百合子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５４号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番11―1411号
債務者　マルイ産業こと　伊井　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１５号
大阪府門真市常盤町25番14号　マンションまり401号
債務者　上田　妃利
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３１号
大阪府箕面市桜５丁目９番７号
債務者　岡崎　信之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３８号
大阪府吹田市山田西４丁目４番14―417号
債務者　平田　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２０号
大阪府吹田市山手町２丁目26番13―406号、前住所大阪府高槻市牧田町６番31―501号
債務者　中沢　達彦
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７３号
大阪市西成区玉出東２丁目３番33号　ケーズコート　407号室
債務者　津田　佳玲
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９１号
大阪府門真市打越町13番５号　メゾンタイム北302号
債務者　サンキストスポーツこと　富永　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２３１号
大阪府東大阪市長堂２丁目４番16―505号、前住所大阪府大東市末広町３番308号
債務者　高宮　　扶
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部